

令和8年7月17日

今治市都市計画審議会議事録

建設部 都市政策局 都市政策課

日 時 : 令和 8 年 7 月 17 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 40 分

場 所 : みなと交流センター「はーばりー」 みなとホール

議 案 : 議案第 1 号 会長の選出について

議案第 2 号 副会長の選出について

議案第 3 号 今治広域都市計画道路の変更について

(出席委員) 名簿順

松 村 暢 彦

山 本 敏 明

近 藤 博

平 田 秀 夫

加 藤 明

寺 井 政 博

上 岡 大 悟
(靄島洋伸委員の代理)

小 野 昌 浩

神 野 洸 次
(村上隆文委員の代理)

大 野 信 子

石 崎 美 恵 子

松 本 逸 太

中 谷 千 菊

以上 13 名

午後 2 時 00 分 開 会

建設部長

お待たせいたしました。お時間が参りましたので、ただいまより、令和 8 年度 第 1 回今治市都市計画審議会を開催させていただきます。私、建設部長の矢野と申します。よろしくお願いいたします。

本日の審議会を開催するに当たりまして、委員の皆様が 6 月の任期満了に伴い改選されております。改選に際しまして、皆様にご依頼申し上げましたところ、快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。各界でご活躍されている皆様方からの貴重なご意見、ご指導をいただきながら、当審議会の運営を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は改選後の初会合でございますので、会長及び副会長が不在となっております。会長が選出されるまでの間、私が当審議会の進行を担当させていただきます。また、進行につきましては、お手元の資料「今治市都市計画審議会会次第」に従い進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、徳永市長から招集のご挨拶を申し上げます。

市 長

皆さん、こんにちは。大変暑い中ではありますが、今年度の都市計画審議会第 1 回目の開催のご案内を差し上げましたところ、このようにたくさんの皆様にご参集いただきまして、ありがとうございます。そして今日は、松山河川国道事務所の上岡統括官がお越しでございます。昨日は、西条市長と共に今治小松自動車道、今治道路について延伸をお願いさせていただきました。いよいよ 5.7 km が今年度中に一部供用の見込みということでもありまして、中心部においても、その形、槌音がどんどん大きくなってきております。ぜひ靄島所長にもくれぐれもよろしくお伝えいただきたいと願っております。

また、今年度、松山と今治をつなぐ国道 317 号についての期成同盟会の立ち上げもさせていただきました。県都松山と県都第 2 の都市今治が 30 分 40 分で往来することが可能になれば、劇的な変化をもたらすことができるのではないかと考えております。この工事の事業主体というのは愛媛県でございまして、小野所長には大変お世話になっており、引き続きよろしくお願い申し上げます。加えて、今日は県警から神野課長もお越しでございます。私も先ほどまで、広小路の幅員 36m の道路をこれからどういうふうに改良していくのか、そんなお話をさせていただきました。規制というふうなことも必要でございましょう。様々な知見でご議論いただければ、非常にありがたいと思っております。

さて、今治は、現在、今治駅から今治港、そして今治城から国際ホテル、地場産業振興センター、この 1km 四方に囲まれた中心市街地を徹底的に磨いていく、こういう見果てぬ夢に挑戦しているところであります。一方で、大きな挑戦には光もあれば影もあるということでもあります。様々な皆様が、それぞれの立場からしっかりと議論をしていただくというのが、何よりも必要ではないのかなと思います。私たちは、多くの皆様の納得と共感を頂きながら、

この見果てぬ夢への挑戦を続けてまいりたいと思っておりますので、どうぞ引き続きのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、会長・副会長の人選、そして道路の一部変更という議案を予定させていただいていと伺っております。適切にご審議いただきますようお願いを申し上げまして、冒頭に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ1年間よろしくお願いいたします。

建設部長

ありがとうございました。徳永市長は他の公務のため、ここで退席となります。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会の進行に移らせていただきます。改選後の初会合でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

したがいまして、ただいまの出席委員の数は13名でございます。当審議会条例にあります、開催に必要な定員である過半数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、これより議事に移らせていただきます。

まず初めに、会長及び副会長の選出でございますが、これまでの本審議会におきましては、会長及び副会長ともに学識経験者の委員の中から選出いただいております。本来であれば、議案第1号及び議案第2号において、会長及び副会長を選出いただく予定としておりましたが、本日は学識経験者5名のうち3名の方がご欠席となっております。

このため、まずは本日ご出席いただいております学識経験者の委員の中から会長を選出いただき、副会長につきましては、学識経験者の皆様の出席状況を踏まえ、次回の審議会において選出いただきたいと考えております。

副会長の選出を次回審議会に持ち越すことにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

委 員

異議なし。

建設部長

ありがとうございます。議案第2号「副会長の選出について」は、次回の審議会でお諮りさせていただきます。

それでは、議案第1号「会長の選出について」、事務局よりご説明申し上げます。

都市政策課長

都市政策課長の阿部でございます。よろしくお願いいたします。座ったままで、ご説明させていただきます。

審議会の会長の選出につきましては、今治市都市計画審議会条例第5条第2項に、「会長は、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。」と規定されております。

建設部長

以上で事務局からの説明が終わりましたが、いかがお諮りいたしましょうか。

A 委員

よろしいでしょうか。私は、愛媛大学の松村先生を会長に推薦したいと思います。

松村先生におかれましては、これまで長年にわたり当審議会の会長を務められ、豊富な知識と経験に基づき、公正かつ円滑な議事運営にご尽力いただいております。また、都市計画に関する専門的な知見はもとより、委員一人ひとりの意見を丁寧にまとめながら議論を進めていったと聞いており、そういった姿勢には、大きな信頼を寄せております。引き続き、当審議会を円滑に運営していただくためにも、松村先生が会長として最も適任であると考えます。

したがいまして、松村先生を当審議会の会長に推薦したいと思います。皆様いかがでしょうか。

委 員

(拍手)

建設部長

異議なしということでご賛同いただきました。

それでは、松村委員が会長に選出されました。松村会長、恐れ入りますが、会長席にお移りいただきたいと存じます。

それでは、松村会長より就任のご挨拶を頂きたいと存じます。

会 長

ただいま、会長に推薦いただきました松村と申します。この今治は、本当に今、100年に一度、200年に一度の大きな変革をしようとしているようなまちづくりがスタートしたと思います。特にこれだけ大きな投資ができるような市町というのは、全国的に見ても非常に限られております。そういう意味で、この都市計画審議会の責務というのは、ますます大きくなっていくと認識しております。その一方で、日本全体が人口減少の局面の中、愛媛県だけ、もしくは今治市だけ人口が増えていくということは、あり得ない時代となっています。そういった面でも、この都市機能をいかに集約していきながら住民の皆様の生活を維持していくかということは、非常に大きな責務となっていると感じているところです。ぜひとも皆様から忌憚のないご意見を頂戴しながら議事を運営していきたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願い致します。

建設部長

ありがとうございました。それでは、今治市都市計画審議会条例第6条第1項によりまして、松村会長に議事進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

会 長

それでは早速ですが、これより議事を進めていきたいと思います。まず、議事録署名人の指名をさせていただきます。今回は平田委員と小野委員のご両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、議事録の公開についてお諮りいたします。今治市の「附属機関等に関する基本指針」により、議事録については原則公開とし、会議終了後、市のホームページに掲載することとしておりますが、委員の皆様に自由に発言していただくために、発言者の氏名については公表しないこととしたいのですが、いかがでございましょうか。

委 員

異議なし。

会 長

それでは、異議なしということですので、議事録については、発言される方の氏名を伏せて一部公開とさせていただきますことといたします。

それでは、先ほど議案第2号「副会長の選出について」は、次回の都市計画審議会において副会長を選出することになりましたので、議案第3号「今治広域都市計画道路の変更について」に移ります。まずは事務局から説明をお願いいたします。

都市政策課長

座ったままでご説明させていただきます。計画内容の説明につきましては、パワーポイントで行いますので、前方のモニターをご覧くださいませようをお願いいたします。それでは、議案第3号「今治広域都市計画道路の変更について」ご説明いたします。

本議案は、今治広域都市計画道路「3・5・30 高地線」におきまして、都市計画の変更を行うものでございます。なお、本案件は今治市が決定する都市計画となっております。本題に入る前に、「都市計画道路」について、簡単にご説明させていただきます。

まず、都市計画道路とは、「都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と、機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づき、説明会や審議会などの手続きを経て、都市計画決定された道路」のことをいいます。今治広域都市計画区域では、整備済のものも含め、令和7年度末現在で70路線、約110kmの都市計画道路を定めており、本日も審議いただく高地線もこの中に含まれております。なお、整備率につきましては、令和7年度末現在で約81%となっております。

こちらは、都市計画道路の種別を示したものでございます。高速道路など、主に自動車の交通の用に供する道路である自動車専用道が1路線、写真に示しております、喜田村新谷線や高地延喜線、また、本日も審議いただきます高地線など、都市の主要な骨格をなす道路で

ある幹線街路が 51 路線、日常生活に密着した道路である区画街路が 16 路線、自動車以外の特殊な交通のための道路である特殊街路が 2 路線となっております。

次に、都市計画道路を定める意義でございますが、主にこちらの 3 点となっております。1 つ目は、計画段階から、その整備に必要な区域を明示しておくことで、円滑かつ着実な整備を図ることができるということです。2 つ目は、周辺の土地利用や、都市計画に定められている、他の道路や公園などの都市施設と、計画の段階で相互に調整することができるということです。3 つ目は、手続きに関することでございますが、都市計画法に基づき、計画案の段階で、説明会や案の縦覧などを行いますので、都市計画決定する内容について、地域住民との合意形成を促進することができるものとなっております。また、都市計画道路の区域に含まれますと、事業の円滑な実施を確保するため、都市計画法の規定により、建築制限がかけられることとなります。

それでは、「都市計画道路の区域になった場合の建築の制限」について、概要をご説明いたします。まず、都市計画法第 53 条の規定により、都市計画道路の区域内で建築物を建築する場合には、建築確認申請に先立ち、今治市長の許可が必要となります。また、許可基準については、同法第 54 条において、将来の事業実施に支障が生じないよう、容易に移転又は除却できる建築物であることが求められております。具体的には、階数が 2 階以下、かつ地階を有しないこと、主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であることが条件となっております。

続きまして、今回変更する都市計画道路の内容についてご説明いたします。今回変更いたしますのは、今治広域都市計画道路のうち、3・5・30 高地線でございます。都市計画の決定権者は今治市となっております。まず、道路名の前に付いている番号ですが、区分番号、規模番号、一連番号の順となっております。1 番目の区分番号は道路種別を示しており、

「3」は幹線街路となっております。2 番目の規模番号は、幅員の範囲を示しており、高地線は、既決定の標準幅員が 12m となっておりますので、幅員 12m 以上 16m 未満の範囲を示す「5」となっております。最後の一連番号は、区分ごと、いわゆる区分番号 3、幹線街路に割付けられた一連の番号となっております。

続きまして、本路線の都市計画決定に関するこれまでの経緯について、ご説明いたします。本路線は、昭和 21 年 7 月の当初決定において、戦災復興計画の基本方針に基づき、「2・3・11 高地線」として都市計画決定されたものでございます。その後、昭和 58 年 9 月に第 1 回目の変更を行っておりますが、その内容といたしましては、JR 予讃線の高架事業に合わせて道路位置の変更を行うとともに、都市計画道路の種別及び番号に関する基準改定により、路線番号を現在の「3・5・30」に変更しております。今回の変更は、2 回目の変更となります。

こちらは、既決定の「総括図」で、赤の矢印でお示しする箇所が、「高地線」でございます。本路線は、国道 317 号との交差点を起点、北宝来近見線との交差点を終点とする延長約 410m、幅員 12m の幹線街路でございます。

こちらは、航空写真でございます。本路線は、今治新都市第 2 地区と中心市街地を結ぶ重要な幹線道路です。本路線の近隣には、県指定広域防災拠点である今治西部丘陵公園や、岡山理科大学今治キャンパス、ぱりっこ保育園などの施設が立地しているほか、県立今治病院

の建設が予定されており、今後も、歩行者や自転車利用者を含む交通需要の増加が見込まれております。これらのことから、自動車の円滑な通行に加え、歩行者や自転車など、誰もが安全かつ快適に移動できる道路空間を確保するために、本路線の整備が必要となっております。

続きまして、変更理由について、ご説明いたします。こちらは、現在都市計画決定している標準断面図でございます。既決定における本路線の歩道幅員は1.5mですが、この幅員では歩行者同士のすれ違いや、車いす・ベビーカーの通行、自転車を押して歩く方の利用に加え、標識などの路上施設の適切な設置に十分な空間を確保することが困難な状況となっております。このため、誰もが安全で快適に利用できる歩行空間を確保する観点から、歩道の幅員構成を見直すとともに、それに伴って計画幅員を変更するものでございます。

また、「今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例」において、第12条第3項に、歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路については3.5m以上、本路線のような「その他の道路」については2m以上とすることとされております。さらに、同条第4項では、標識などの路上施設を設ける歩道の幅員には、前項に規定する幅員に0.5mを加えることとされており、歩道の標準幅員として2.5mの確保が必要となります。これらを踏まえ、本路線の歩道幅員については、現在の1.5mから、標識などを設置するための施設帯0.5mを含む2.5mへ変更いたします。

こちらは、本路線の標準断面図でございます。一般部につきましては、歩道を1.5mから2.5mに変更することにより、全体の道路幅員は12mから14mとなります。また、国道317号および北宝来近見線との交差点部につきましては、右折斜線3mを設置するため、道路幅員は17mとなります。

こちらは、「計画書の写し」でございます。お手元の資料1ページの右側上段に掲載しておりますので、ご確認ください。計画書には、変更後の名称、数値等を記載しております。起点は、別宮町8丁目、終点は高地町1丁目、主な経過地は別宮町9丁目となっております。また、区域の延長は約410m、構造は地表式、車線数は2車線、幅員は今回の変更で、12mから14mになっております。

こちらは、変更後の「総括図」でございます。起終点等の変更はなく、道路幅員のみが14mに変更となります。また、本路線は、今治新都市第2地区と中心市街地を結ぶ重要な幹線道路でございますが、さらに、現在整備中の「市道 高地延喜線」が完成いたしますと、県道 今治波方港線から国道317号までの、約3km区間が2車線道路で連結されることで、今治西部地域から中心市街地へのアクセス性向上も期待されるものとなっております。

こちらは、「計画図」でございます。薄い赤色の部分が、既に都市計画決定されている区域、濃い赤色の部分が「今回追加する区域」、黄色の部分が「今回削除する区域」となっており、計画幅員を現計画の12mから14mに変更いたします。

こちらは、今回変更する区域の「字名一覧表」でございます。お手元の資料1ページの右側中段に掲載しておりますので、ご確認くださいと思います。追加する部分は、別宮町7丁目、別宮町8丁目および別宮町9丁目の各一部、削除する部分は、別宮町9丁目の一部となっております。

最後に、今後の手続きでございますが、本日の都市計画審議会でご審議いただいた後、広報誌等により広く住民へ周知し、8月12日に都市計画（素案）の説明会および意見陳述会を予定しております。その後、都市計画（案）の縦覧など、都市計画変更に向けた諸手続きを進めていく予定でございます。なお、手続きがスムーズに行えれば、今年度中には都市計画の変更告示ができる予定となっております。

以上で、議案第3号「今治広域都市計画道路の変更について」、ご説明を終わらせていただきます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ご質問等いかがでしょうか。

B 委員

今回の拡幅はわずかですが、影響を受ける件数はかなりあるのでしょうか。

事務局

全体では建物14～15件程度が道路用地にかかる見込みですが、詳細設計がまだですので、拡幅による影響件数については、お答えすることができません。

会 長

他にはいかがでしょうか。

高地線に接続する高地延喜線の道路幅員は何mでしょうか。

事務局

幅員は17mです。

会 長

基本、道路が接続する際には、道路の種別はありますが、細いところから太いところになるというのは、歩行者のための道路であってもあまりよろしくないということです。今回、歩道を広げるということですが、昭和58年に一度計画変更されており、それ以降に道路構造令が改正され、バリアフリー等の観点から歩道の幅員を取りましようということになりました。これは、車椅子利用者などが歩道を利用されるときに、従来考えられていた歩道幅員では足りないと、さらに車椅子同士がすれ違うといった場合にも全然足りないということで、それ以前の基準の歩道が、日本全国一斉に広がるということになりました。皆様も時々見かけるかもしれませんが、「こんなところに歩行者がいるのか」というようなところに非常に広い歩道が設置されているケースもあります。それは、バリアフリーへの対応や、様々な方が歩道を利用する可能性を加味して、そのような形に変えたという経緯があります。今回の計画変更も、そういうことを加味しながら変更されたのだらうなと思います。

会 長

他にはご質問いかがでしょうか。

B 委員

国道 317 号の信号機は今のままでしょうか。変わる可能性はありますか。

事務局

警察と協議をしながら進めておりますが、当該交差点は、国道 317 号、国道 317 号に斜めに接続する道路、浅川沿いの道路が交差する複雑な形状となっております。今回、高地線が横方向から交差点に接続する形となりますが、国道 317 号に斜めに接続している道路との交差は危険になります。そのため、信号機は当然付きますが、現在斜めに接続している道路を直接交差点に接続するのではなく、高地線の側道に接続するように協議しているところでございます。

C 委員

現在でも、浅川沿いの市民病院へ入っていく右折車両が多いときには、国道を直進する車は、右折待ちの車を避けるために、隣の斜めに入っていく道の車線部分にはみ出して通らなければならない。そのあたりは慎重に検討してもらいたい。

事務局

国道を北上し、新設する高地線へ左折する車両のため、左折専用レーンを設けるように考えております。

C 委員

現在、通行レーンが違う方にはみ出さなければ通れない状態になっています。高地線が整備されると今治方面からの左折車両が多くなりますので、交通量の少ない時間帯は問題ないのですが、交差点部分だけでなく、もう少し手前の部分から道路改良する必要があると思います。

事務局

国道 317 号の交差点部分もあわせて改良するように計画していきます。

D 委員

完成予定はいつ頃の見込みですか。

事務局

来年度から詳細設計を行う予定ですが、順調にいても令和 16 年頃まではかかると想定しています。

D委員

地域の説明会はどのように考えていますか。

事務局

地元の方が知らなかったということを避けるために、地域の方を対象として今年の2月に説明会を行いました。今後は、都市計画法の手続きの中で市民の方に対して説明会を行うように考えています。

会 長

他にはご質問いかがでしょうか。

それでは、ほかにご意見もないようですので、本議案につきましては、本案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員

異議なし。

会 長

ありがとうございます。それでは、議案第3号「今治広域都市計画道路の変更について」は、本案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。それでは、これにて、令和8年度第1回今治市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時40分 閉 会